

港湾整備事業及び海岸事業の新規事業採択時評価実施要領細目

公共事業評価は、社会資本が果たす役割が広範かつ長期間に及ぶこと、また、費用便益分析の精緻化には本質的な限界性や課題を内包しており、便益として測りきれない効果があることなどを十分認識しておく必要がある。評価の実施主体は、それらを踏まえた上で可能な限り定量的、定性的に分析した上で、総合的に評価を行うものであることに留意する。

第1 目的

港湾整備事業及び海岸事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」に基づき、本実施要領細目を定める。

第2 新規事業採択時評価の対象とする事業の範囲(実施要領第2 関連)

対象とする事業は、港湾整備事業及び海岸事業のうち、維持・管理に関わる事業、災害復旧に関わる事業等を除く全ての事業とする。

第3 新規事業採択時評価を実施する事業(実施要領第3 関連)

評価を実施する事業は、港湾整備事業および海岸事業のうち、新たに事業費を予算化しようとする事業とする。

評価の対象は、個別の施設に対して実施するのではなく、特定の機能を発揮するために必要な一連の施設群をまとめたプロジェクトに対して実施する。

第4 新規事業採択時評価の手法(実施要領第5 関連)

評価の実施に当たっては、別に定める「港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル」及び「海岸事業の費用便益分析指針(改訂版)」に基づくものとする。

第5 施行

- (1) 本実施要領細目は、令和8年4月1日から施行する。
- (2) 本実施要領細目の施行に伴い、「港湾整備事業及び海岸事業の新規事業採択時評価実施要領細目(平成29年3月10日策定)」は廃止する。